

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 2 月 6 日 (火) 第 487 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 道路の区域の変更 (3件) (道路維持課取扱い) 1
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課取扱い) 1

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 2

告 示

鹿児島県告示第78号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和6年2月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月6日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島加世田線	南さつま市金峰町中津野字原ノ島1317番1地先から同市金峰町新山字小中原2104番10地先まで	前	7.0~84.0	1,165.0
			前	12.4~84.0	1,288.0
			後	12.4~84.0	1,288.0

鹿児島県告示第79号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和6年2月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月6日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	南さつま市笠沙町片浦字下米山12404番1地先から同市笠沙町片浦字迫椀デラ13579番5地先まで	前	5.4~91.5	1,852.0
			前	11.7~52.7	1,219.5
			後	5.4~91.5	1,852.0
			後	10.25~52.7	1,219.5

鹿児島県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和6年2月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月6日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	226号	南さつま市笠沙町片浦字勘場平12532番3地先から 同市笠沙町片浦字迫椀デラ13579番5地先まで	令和6年 2月6日

鹿児島県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和6年2月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月6日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	木場吉松えびの線	始良郡湧水町北方字七ツ谷 2728番28地先内	前	5.9~9.0	33.0
			後	5.9~10.4	33.0

鹿児島県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和6年2月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月6日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	木場吉松えびの線	始良郡湧水町北方字七ツ谷2728番28地先内	令和6年 2月6日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第11号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和6年2月6日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P弾球黙示録カイジ沼5V3B	株式会社高尾	3P1514
ぱちんこ遊技機	Pクイーンズブレイド4V1D	株式会社高尾	310623

回胴式遊技機	L エウレカセブン4 H I E V O K X	株式会社銀座	3S1577
回胴式遊技機	L ストライク・ザ・ブラッドZ C	株式会社エンターライズ	3S1731